

よくあるご質問

Q. 会員企業以外の企業の従業員も受講対象になりますか？

A. 原則として会員企業の従業員を対象として訓練を実施していただきますが、一部、会員企業以外の企業の従業員が受講することは差し支えありません。

Q. 受講料は具体的にいくらですか？

A. 受講料は1人あたり、6～11時間コースで3千円、12～18時間コースで5千円、19～30時間コースで6千円（いずれも税別）となります。（受講料はセンターにお支払いいただきます。）

Q. 個人事業主や経営者は受講対象になりますか？

A. 対象となります。

Q. 会員企業が抱える課題やニーズの把握について、訓練コースの設定のために、改めて調査等を行わなければなりませんか？

A. 会員企業が抱える課題や人材育成ニーズに基づいた訓練を実施するために、原則、アンケート調査を実施していただきますが、既にこれを把握されている場合は、センターにご相談ください。

注意事項

<事業取組団体の申請>

・本リーフレットには概要を記載しておりますので、申請を希望される場合は必ず事業取組団体募集案内及び事業取組団体業務取扱要領をご確認ください。※募集案内は、募集開始時にセンターHPに掲載します。

・事業取組団体として選定された場合であっても、設定した訓練コースが必要な要件を満たさない場合は、訓練実施業務を委託しません。

<事業取組団体又は再委託先実施機関等の役員に対する訓練の禁止>

・事業取組団体は、事業取組団体又は再委託先実施機関等の役員に対して訓練を行うことはできません。

<事業取組団体による生産性訓練実施機関登録申請の禁止>

・事業取組団体は、生産性訓練の実施機関の登録申請を行うことはできません。

<お問い合わせ・アクセス>

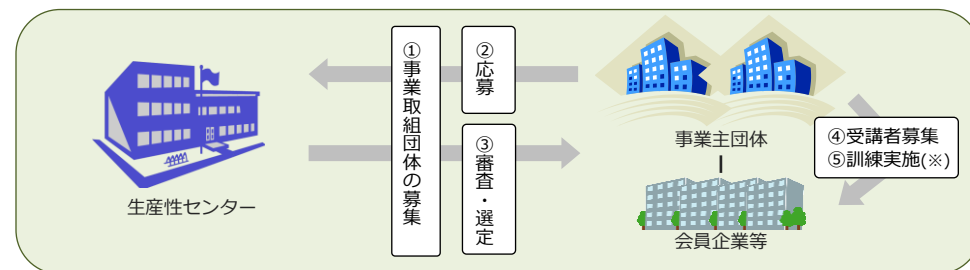


ポリテクセンター沖縄
(生産性向上人材育成支援センター)
TEL 098-921-7315

会員企業の人材育成を継続的に取り組んでいる事業主団体の皆様へ

会員企業に生産性向上支援訓練を実施する事業主団体を募集します

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の各職業能力開発促進センター等に開設した生産性向上人材育成支援センター(以下「センター」)では、会員企業の人材育成を継続的に取り組む事業主団体を事業取組団体として選定し、当該団体に対して、会員企業の実業性向上の取組を支援するための「生産性向上支援訓練」の実施を委託する取組を行います。



(※) 訓練コースが適切な内容であること等についてセンターの確認を受けた上での訓練実施となります。

生産性向上支援訓練の概要

◆受講対象者	会員企業又は会員企業以外の企業の従業員 ※一定の人数以上は会員企業の従業員である必要があります。
◆訓練時間	6時間～30時間
◆訓練実施場所	事業主団体又は会員企業の会議室・研修施設や外部施設 など
◆定員	15人以上
◆受講料	訓練時間に応じて、3,000円～6,000円（1人当たり・税別）

★訓練分野及びカリキュラムの例

生産・業務プロセスの改善

- 生産管理
- 品質保証・品質管理
- 流通・物流
- バックオフィス

- ・生産現場の問題解決
- ・品質管理基本・実践
- ・原価管理とコストダウン
- ・IoT活用によるビジネス展開 など

横断的課題

- 組織マネジメント

- ・組織力強化のための管理
- ・ナレッジマネジメント など

売上げ増加

- 営業・販売
- 企画・価格
- マーケティング
- プロモーション

- ・マーケティング志向の営業活動の分析と改善
- ・実務に基づくマーケティング入門
- ・新サービス・商品開発の基本プロセス
- ・顧客分析手法 など

● 事業取組団体が行う業務の内容

- ◆ 会員企業が抱える生産性向上に関する課題や人材育成ニーズの把握、訓練コースの設定
- ◆ 訓練実施に向けた準備（講師・テキストの手配、訓練実施場所・訓練用機器の確保等）
- ◆ 受講者15人以上（そのうち10人以上は、おおむね5社以上の会員企業の従業員）の確保（募集・受付）、受講料の取りまとめ及び機構への納入
- ◆ 生産性向上支援訓練の実施及び訓練に附随する業務（出欠管理、訓練終了時のアンケート調査等） など

● 事業取組団体の選定方法

沖縄職業能力開発促進センターホームページにおいて事業主団体を募集し、申請者（事業主団体）から提出された書類を審査し、かつ、申請者を訪問して事業取組団体としての基準を満たすことを確認した上で、生産性センターが定めた募集枠の範囲内で事業取組団体を選定します。

【申請時に提出が必要な書類】※指定様式は募集案内をホームページに掲載した後、希望者に配布します。

- ◆ 事業取組団体申請書（指定様式）
 - ◆ 定款（又は規約、規則等）
 - ◆ 会員名簿（会員構成が分かるもの及び法人会員の一覧）
 - ◆ 事業報告書（又はそれに類するもの）※最新の事業報告書から遡って3年分
 - ◆ 選定申請書提出日から遡って3年間に、会員企業を対象とした人材育成（注）を各年1回以上実施したことが分かる資料（研修報告書、パンフレット等）等
- （注）職業に必要な能力の開発を目的としたOff-JTで実施する訓練、セミナー、講習会、勉強会等をいう。

● 事業取組団体要件（応募要件（抜粋）） ※本リーフレットには主な要件を記載しています。

次に掲げる要件を全て満たす事業主団体の中から、センターが定めた募集枠の範囲内で事業取組団体を選定します。（一定の要件を満たせば複数の団体が合同で事業に取り組むこともできます。）

- ◆ 次のイからへまでのいずれかに該当する団体であること。
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する次のいずれかに該当する団体
 - （イ）事業協同組合 （二）協同組合連合会 （ト）商工組合 （ヌ）全国中小企業団体中央会
 - （ロ）事業協同小組合 （ホ）企業組合 （チ）商工組合連合会
 - （ハ）信用協同組合 （ヘ）協業組合 （リ）都道府県中小企業団体中央会
 - ロ 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - ハ 商工会議所法に規定する商工会議所
 - ニ 商工会法に規定する商工会
 - ホ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益社団法人及び公益財団法人を含み、事業主を主な会員とし、当該事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している法人（※1）に限る。）
 - へ 沖縄県内で平成30年度事業取組団体の認定を受けた団体のうち、同年度中に良好な実績により生産性訓練を実施したとセンターが認めた団体（※2）
- ◆ 生産性向上支援訓練を適切に実施することができる事務運営体制（※3）を有していること。
- ◆ 会員企業に対する人材育成を継続的に取り組んでいること（※4）。
- ◆ 会員企業が抱える生産性向上に関する課題及び人材育成ニーズを的確に把握していること。
- ◆ 生産性向上支援訓練を実施して会員企業の生産性向上に取り組む意欲と能力を有していること。
- ◆ 生産性向上支援訓練の実施に必要な実績と経験を有した講師を用意できること。
- ◆ 生産性向上支援訓練の実施に当たり受講者を15人以上（そのうち10人以上は、おおむね5社以上の会員企業の従業員とする。）確保できること。
- ◆ 当該事業主団体を実施機関として活用することが、地域の中小企業等の生産性向上に効果的であると機構が認めた事業主団体であること。
- ◆ 事業取組団体が実施する業務の内容を正しく理解し、センターの指示に適切に対応できること。
- ◆ 別に定める欠格要件（法令違反等）に該当しない者であること。

（※1）「事業主を主な会員とし、当該事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している」とは、会員のおおむね2/3以上が企業又は事業主団体で構成され、会員企業・団体の行う事業活動の改善発達のための支援を主たる活動内容としていることをいう。

（※2）本要件については、平成31年度事業取組団体限りの措置であること。

（※3）センター、講師、受講者等との連絡調整、受講者の募集・受付、受講料の振込等に関する事務、各種書類・資料の作成、受講者からの問い合わせや苦情等への対応、訓練当日の事故や災害等が発生した場合における受講者が所属する企業その他必要な機関に対する連絡調整等ができる体制として、事業責任者が1人以上配置されていること。

（※4）過去3年間に各年1回以上、会員企業を対象とした研修等を実施していること。

● 業務の流れ（申請書提出～委託費支払まで）

STEP1

事業取組団体申請書の提出



- 申請を希望する事業主団体は、生産性訓練の趣旨・目的、応募要件や訓練実施までの流れなどを十分に確認した上で申請書を作成し、申請期間内にセンターに提出してください。

STEP2

申請内容の審査・事業取組団体選定



- センターは、申請書類及び訪問でのヒアリングにより申請内容を審査します。
 - センターは、審査の結果、事業取組団体としての要件を満たす申請者を事業取組団体として選定します。
- ※ 要件を満たす申請が多数の場合は、別に定める方法により、募集枠の範囲内で選定します。

STEP3

訓練ニーズの把握・訓練コースの設定



- 事業取組団体は、アンケート調査等により、会員企業が抱える課題や具体的な受講ニーズを把握し、センターと連携して訓練コースを設定してください。
- 事業取組団体は、設定した訓練コースの内容や受講者の募集方法を訓練実施届にとりまとめ、期日までにセンターに提出してください。

STEP4

契約の締結・受講者募集・訓練実施



- 事業取組団体は、センターが訓練実施届の内容を確認した後に、センターと業務委託契約を締結します。
- 事業取組団体は、訓練実施に向けた準備とともに、受講者の募集・受付を行い、受講申込書を期日までにセンターに提出してください。
- センターは、受講料の請求を事業取組団体又は受講企業に対して行いますので、受講料を期日までにセンターが指定する口座に振り込んでください。
- 事業取組団体は、契約書及び事業取組団体業務取扱要領に基づき、適切に訓練を実施してください。（※センターは、訓練実施状況の確認を行います。）

STEP5

業務完了報告・委託費支払



- センターは、業務が適切に完了されたことを確認後、所定の委託費を事業取組団体にお支払いします。

● 委託費

委託する業務内容を実施する委託費として、訓練時間数及び確定受講者数（受講申込及び受講料振込手続を完了した者の数）に応じて所定の金額をお支払いします。

会員企業に対するニーズ調査やセンターとの打合せに関する費用、訓練実施場所への旅費交通費等及び訓練実施場所や訓練用機器の確保に関する費用は委託費に含まれます。

ただし、中止により訓練が全く実施されなかった場合は、理由の如何に関わらず委託費は支払いません。